

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	(株)日立プラントメカクス	24,970,000	令和3年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場灰クレーン操作室窓洗浄装置修繕	機械器具設置工事	舞洲工場	オリエンタル機電(株)	1,999,800	令和3年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	平野工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	9,240,000	令和3年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
4	平野工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	45,650,000	令和3年7月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場1号炉誘引通風機制御盤更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	106,700,000	令和3年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	鶴見工場灰クレーン設備緊急補修工事	機械器具設置工事	鶴見工場	日立造船(株)	9,108,000	令和3年7月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	西淀工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事（その2）	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	2,310,000	令和3年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	476,080,000	令和3年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	舞洲工場中央監視装置更新工事	電気通信工事	舞洲工場	パナソニックL Sエンジニアリング(株)	56,100,000	令和3年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	八尾工場電気計装設備整備工事	電気工事	八尾工場	富士電機(株)	22,110,000	令和3年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	平野工場直流電源装置ほか整備工事	電気工事	平野工場	古河電池(株)	19,965,000	令和3年8月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	(株)福島製作所	9,570,000	令和3年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	平野工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	(株)福島製作所	11,000,000	令和3年8月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	鶴見工場2号No. 2冷却液循環 ポンプほか整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	4,906,000	令和3年9月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
15	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	12,650,000	令和3年9月10日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
16	平野工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	26,180,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
17	平野工場1号炉ボイラー設備緊急復 旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	5,390,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
18	八尾工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング(株)	277,200,000	令和3年9月22日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株) 日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場灰クレーン操作室窓洗浄装置修繕

2 契約相手方

オリエンタル機電(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行う灰クレーン操作室窓洗浄装置は、灰クレーン操作室における灰ピット側に面した窓ガラスを水又は薬液混合水にて洗浄し、且つガラスに付着した水滴を吸引除去する装置である。

現在、本装置は故障により洗浄機本体が洗浄工程途中(高所位置)で停止しており、オペレーターによるクレーン操作の視界を妨げているだけで無く、故障個所の復旧すら出来ない状態にある。このまま放置すると窓ガラスの汚れが進みオペレーターの視界確保が更に困難となっていき、安全な焼却灰の積出し作業が出来なくなる。

灰積出し作業が出来なくなると焼却灰の搬出が不能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を来すことになる。このようなことから、早急に洗浄機本体を格納位置まで引き戻すための修繕を行う必要がある。

本装置は、オリエンタル機電(株)が独自の技術により設計・施工したものであり、整備や不具合箇所の調査による整備技術面の対応が他社では不可能である。よって、今回行う修繕の条件を満たすのは本装置を設計・施工したオリエンタル機電(株)のみであるため、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

平野工場1号炉において、ボイラー右側第1スクリーン壁連絡管ほかが故障し1号炉の運転が不可能な状態となっている。

現在、他工場の整備工事等により当工場への搬入量も多いことから、現状のままではピット状況が悪化していき、当工場への搬入受け入れが不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング(株)に限られる。よって、JFEエンジニアリング(株)と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉誘引通風機制御盤更新工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う誘引通風機制御盤は、当工場の焼却設備の一つである誘引通風機の回転数制御による適切な炉圧制御を行うものであり、誘引通風機は24時間連続で稼働している。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場灰クレーン設備緊急補修工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

鶴見工場灰クレーン設備は、灰ピット内の焼却残渣、捕集灰処理物等を排出する設備である。

今回、灰クレーン設備の故障により、灰ピットの貯留容量を超えると焼却炉の運転が不可能となる。そのため速やかに灰クレーン設備の補修を行い焼却炉の運転を継続しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超え受け入れ不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため緊急補修工事を行うものである。

復旧に当たっては、灰クレーン設備の補修部品は納期を要することから、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたさないように損傷の大きい箇所については速やかに補修を行い、残りの箇所については、補修部品が整い次第補修工事を実施する。

当工場の灰クレーン設備は焼却設備の主要設備として、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本工事については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の一部である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場中央監視装置更新工事

2 契約の相手方

パナソニックLSエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

当工場の中央監視システムは、設備の監視・操作・警報確認等を行うクライアントPCや各設備の遠隔制御機能を有するESU-BAセンター装置等により構成され、工場内の給排気設備及び照明や空調等の機器の制御監視を総合的に行うとともに、自動火災報知設備と連携し火災発生場所を視覚化して表示する装置である。

本システムは、稼働後約20年を経過し、経年劣化が進行しており、一度故障が発生すると、機器の監視・操作等が出来ないばかりか、制御対象機器の重大な損傷に繋がることも懸念される状況にある。しかしながら、システム内の端末機類を除く中央監視装置の生産が終了しており、メーカーによる部品供給期間も過ぎているため、故障時の復旧が不可能な状態にあり、早期に更新する必要がある。

中央監視装置及びこれに接続されている端末機類は、すべてパナソニック（旧松下電工）製であり、設備間においては同社専用の伝送信号を使用して相互通信を行っており、他のメーカー機器との互換性は無く、また通信仕様の公開も行っていない。したがって、今回の中央監視装置の更新は、設備間の相互通信を行う上で同社製のみ互換性があり、他のメーカー機器に置き換えることは物理的に不可能である。仮に、中央監視システムの一部でも他のメーカー機器に置き換える場合には、その他のすべての同社製機器も他のメーカー機器に更新しなければならない。

パナソニック製中央監視装置の入手をはじめ中央監視システムに係わる工事・保守は、パナソニックLSエンジニアリング(株)が専門に行っており、更新後の設備全体の性能、作動状態に対し、一貫した責任、保証を持たすことが出来るのは当該会社のみである。

以上のことから、舞洲工場中央監視装置更新工事を行えるのはパナソニックLSエンジニアリング(株)のみであり、随意契約を行う必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機株式会社が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 直流電源装置ほか整備工事

2 契約の相手方

古河電池（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う直流電源装置は、受変電設備、タービン発電設備の監視、制御設備などの重要な制御機器を動作させる際に必要な電力を供給するための設備である。無停電電源装置は、商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源設備である。当工場の直流電源装置、無停電電源装置は、古河電池（株）製であり、同社独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回、直流電源装置の充電器盤及び無停電電源装置の入出力盤、出力分岐盤を更新するため、既存設備との制御の取り扱いについて、本設備を設計・施工した業者しか知り得ず、同業者以外では整備の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図る必要があり、この条件を満たすのは、本設備を設計・施工した古河電池（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、そのうち、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。

さらに、本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株) 福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケット及び灰クレーンバケットは、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設において、焼却炉へのごみの供給やトラックへの焼却灰の積込みに使用している設備である。

本クレーンバケットは使用場所の腐食性雰囲気の影響及び機械的な運動により、部材の摩耗や経年劣化による部品の消耗が激しい状況にあるため、消耗部品等を定期的に交換することにより設備の性能や能力を回復し適正な維持管理を図る必要がある。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2 号 No. 2 冷却液循環ポンプほか整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う設備と焼却炉にごみの供給を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

これらの設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

今回整備する設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備及びごみ供給設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

クレーン設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的にクレーン設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場1号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

平野工場1号炉において、ボイラー設備の故障により1号炉の運転が不可能な状態となっている。

現在、他工場の整備工事等により当工場への搬入量も多いことから、現状のままではピット状況が悪化していき、当工場への搬入受け入れが不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング(株)に限られる。よって、JFEエンジニアリング(株)と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）